

貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱 新旧対象表

令和5年度	令和6年度
<p>(目的)</p> <p>第1 燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）の事業継続を支援することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で、この要綱により交付金を交付する。</p> <p>第2 [略]</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた交付金の申請ごとに、申請日において対象事業者が保有する貸切バス車両の数（「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号）」による休車（以下「休車」という。）及び自動車検査証の有効期限が切れている車両を除く。）に4万円を乗じた金額とする。</p> <p>(1) 令和5年度上半期交付申請</p> <p>(2) 令和5年度下半期交付申請</p> <p>2 ただし、前項の交付金の対象となる貸切バス車両の数は、次の各号に掲げる区分に定める時点で岩手運輸支局に登録されている貸切バス車両の数（休車を含む。）を上限とする。</p> <p>(1) 令和5年度上半期交付申請 令和5年4月1日時点</p> <p>(2) 令和5年度下半期交付申請 令和5年10月1日時点</p> <p>第4～第8 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第9 この要綱に定めのない事項については、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）の事業継続を支援することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で、<u>岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)</u>及びこの要綱により交付金を交付する。</p> <p>第2 [略]</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3 交付金の額は、申請日において対象事業者が保有する貸切バス車両の数（自動車検査証の有効期限が切れている車両を除く。）に<u>3万4千円</u>を乗じた金額とする。</p> <p>ただし、交付金の対象となる貸切バス車両の数は、<u>令和6年10月1日</u>時点で岩手運輸支局に登録されている貸切バス車両の数を上限とする。</p> <p>第4～第8 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第9 この要綱に定めのない事項については、規則第15条から第17条までの<u>規程規定</u>を交付金</p>

令和5年度				令和6年度			
号) 第15条から第17条までの規程を交付金の交付について準用する。				の交付について準用する。			
第10 [略]				第10 [略]			
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年5月26日から施行し、令和5年度の交付金に限り適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年12月12日から施行し、令和5年度の交付金に限り適用する。</p>				<p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>令和7年1月8日</u>から施行し、令和<u>6</u>年度の交付金に限り適用する。</p>			
別表 (第4関係)				別表 (第4関係)			
提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書	様式第1号	1部	別に定める	貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書	様式第1号	1部	別に定める
1 申請車両数内訳書	様式第2号	1部		1 申請車両数内訳書	様式第2号	1部	
2 申請車両の自動車検査証の写し		1部		2 申請車両の自動車検査証記録事項の写し		1部	
3 その他知事が必要と認める書類		1部		3 その他知事が必要と認める書類		1部	